

広島市告示第590号  
令和3年12月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 山本ショッピングセンタービル
- (2) 所在地 広島市安佐南区山本一丁目11番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
北九州市若松区本町二丁目17番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

(変更後) 株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
北九州市若松区本町二丁目17番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり  
(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和3年3月6日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和3年12月6日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年12月7日から令和4年4月7日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年4月7日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 菊池 毅	北九州市小倉南区上葛原 二丁目14番1号	
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本 慶子	広島市安佐南区山本一丁 目11番2号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田 千恵	広島市西区商工センター 一丁目2番3号	
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林 信一	北九州市小倉北区西港町 94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町6 番28号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 菊池 毅	北九州市若松区本町二丁 目17番1号	令和3年3月6日 住所変更
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本 慶子	広島市安佐南区山本一丁 目11番2号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田 賢一	広島市西区商工センター 一丁目2番3号	令和2年11月16日 代表者変更
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林 信一	北九州市小倉北区西港町 94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町6 番28号	